

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第4項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成23年3月28日
【四半期会計期間】	第49期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	GMB株式会社
【英訳名】	GMB CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長 松岡 信夫
【本店の所在の場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3
【電話番号】	(0745)44-1911
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 阪口 有一
【最寄りの連絡場所】	奈良県磯城郡川西町大字吐田150番地3
【電話番号】	(0745)44-1911
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 阪口 有一
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

1【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成23年2月8日に提出いたしました第49期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第3 設備の状況

(2) 設備の新設、除却等の計画

3【訂正箇所】

訂正箇所は__を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第3【設備の状況】

(2) 設備の新設、除却等の計画

(訂正前)

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

(訂正後)

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更は次のとおりであります。

THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.（在外子会社）が建設する予定でありました新工場については、工事の遅れにより完成予定日が平成22年12月から平成23年1月に延期しました。

また、当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末において計画中であった重要な設備の拡充、改修については、需要動向や生産能力の状況により、次のとおり投資金額を変更のうえ、完了いたしました。

会社名 事業所名	提出会社 国内子会社 在外子会社	設備の内容	投資予定額 (百万円)	変更後の投資額 (百万円)	完了年月
GMB KOREA CORP. 第一工場 第二工場 瑞山工場	在外子会社	増産・合理化を主目的とした生産設備の増設・更新	1,920	1,452	平成22年12月
		研究開発・測定設備の新設	280	243	平成22年12月
青島吉明美機械制造有限公司	在外子会社	生産移管・増産を主目的とした生産設備の増設・更新	170	176	平成22年12月
THAI GMB INDUSTRY CO., LTD.	在外子会社	生産移管・増産を主目的とした生産設備の増設・更新	60	94	平成22年12月
青島吉明美汽车配件有限公司	在外子会社	生産設備の増設	120	112	平成22年12月
合計			2,550	2,079	

さらに、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。